



報道発表資料

山形労働局 発表
平成29年10月25日(水)

担	山形労働局労働基準部賃金室
当	賃金室長 櫻井 治 賃金指導官 滝川 純子 電話 023-624-8224

報道関係者各位

山形県特定（産業別）最低賃金引上げ 4つの産業すべて18円UP —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：山上 ^{やまかみ あきら}朗 弁護士）は、10月25日（水）、地域別最低賃金（山形県は739円（10月6日発効））を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金（時間額）を、いずれも18円引上げるよう山形労働局長（局長：庭山 ^{にわやまよしひろ}佳宏）に答申しました。（4つの産業の答申内容は（別表）のとおり。）

今後、山形労働局は、答申内容の公示等を行いその後発効の手続きを経て、本年12月25日（月）から効力が発生する予定です。

（別表）

特定最低賃金の件名	改正時間額（改正前）	引上げ額（引上げ率）
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	816円（798）	18円（2.26%）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	800円（782）	18円（2.30%）
自動車・同附属品製造業	815円（797）	18円（2.26%）
自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）	819円（801）	18円（2.25%）